

法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外五名発議)(参第一七号)要旨

本法律案は、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度については、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること、我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること等にかんがみ、これを廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に係る規定を削除する。
- 二 この法律は、平成二十一年六月一日から施行する。

なお、本法律施行により歳入減となる額は、平年度約百六十億円の見込みである。